

申込先 問い合わせ

申込先 問い合わせ

### 市民の皆さまからの ご意見・ご要望をお待ちしております。

**ご意見箱**

市民の皆さまが市役所や施設に訪れた際に、気付いたことや感じたことを投書してください。市内の公共施設 15カ所に設置しています。  
**黄色い箱が目印です!!**

**市政へのご意見**

あなたの声を市の政策に

市政へのご意見  
市の政策等に対するご意見等をホームページよりお送りください。  
市ホームページの上記バナーが目印です!!

【問】秘書広報課 ☎973-5079

### 令和2年度 犬・猫の避妊去勢手術助成金のお知らせ

(公社)沖縄県獣医師会では、飼育される見込みのない子犬や子猫を増やさないために、飼い犬と飼い猫の避妊・去勢のための手術費用の一部を助成する事業を実施しています。

**助成額**  
犬：5千円  
猫：雄3千円、雌5千円

**申込方法** 動物病院または環境課で用紙を受け取り、動物病院または県獣医師会へ提出。

**募集期間**  
9月1日(火)～令和3年1月10日(日)  
(公社)沖縄県獣医師会 ☎853-18001

### 家屋を取り壊したときの届出について

家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。

地方税法の規定により、家屋を取り壊しても届出がない場合には、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、早めの届出をお願いします。

※届出様式は資産税課または、うるま市ホームページをご覧ください。

**資産税課** ☎973-15394

### 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の適用期間の延長について

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方のうち、雇われている方で、新型コロナウイルスに感染、または、発熱等で感染が疑われるため、勤務することができずに給与等の全部または一部の支払いを受け取ることができない場合に**傷病手当金**が支給されます。

傷病手当金の適用期間について、当初は1月1日～9月31日の間で、療養のため勤務することができなかった期間となっていました。12月31日まで延長となりましたのでお知らせいたします。

内容の詳細につきましては、お問い合わせください。

**問** 国民健康保険課  
☎989-15347

後期高齢者医療係  
☎973-13177

養成講座日程表 ※都合により変更する場合があります。

日付	時間	内容
12/7 (月)	10時～12時	開講式・食生活改善推進員とは
	14時～16時	健康おきなわ21・食育推進基本計画
12/14 (月)	10時～12時	栄養の基礎と献立の考え方
	14時～16時	健康うるま21・うるま市の健康課題
12/15 (火)	10時～12時	調理実習①「成長期の食事」
	14時～16時	身体づくりと身体活動
12/17 (木)	10時～12時	調理実習②「働き世代の食事」
	14時～16時	沖縄の食の変遷とこれからの健康づくり
12/22 (火)	10時～12時	調理実習③「高齢期の食事」
	14時～16時	家庭でできる食中毒予防・閉講式

**申込期限** 11月20日(金)午後5時  
**受講料** 無料  
**定員** 20名  
**健康支援課 健康推進係** ☎973-13209

### 令和2年度 食生活改善推進員 養成講座受講生募集

食を通じた健康づくりのボランティアである食生活改善推進員の養成講座を開催します。健康と食について学び、自身や家族、地域の健康づくりに取り組んでみませんか？

**場所** 健康福祉センターうるま  
**対象** ①うるま市在住の方  
②計20時間程度の講座(講義・実習等)に参加できる方  
③令和3年度から、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる方

**教室・講座**

## 令和3年度 採用予定

### うるま市職員採用候補者選考試験

#### 消防職勤務経験者 Uターン対象

(沖縄県外の自治体で消防吏員としての職務経験が3年以上ある者)

**試験日** 令和2年11月7日(土)、8日(日)

**募集職種・試験区分** 消防職(消防職勤務経験者Uターン対象)

**受付期間** 令和2年10月5日(月)～10月16日(金)

**要項・申込書配布場所**  
うるま市役所 総務部 職員課 (本庁西棟3階)  
※9月28日(月)より配布開始(ホームページよりダウンロード可)  
試験の詳細は、試験要項にてご確認ください。

**求む! 即戦力**

問合せ先 総務部 職員課 ☎973-5251

### 公共下水道接続工事の補助金制度

公共下水道接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止及び浄化の促進を目的とし、排水設備工事「新築工事や農業集落排水事業(津堅島)を除く」を行う者に対し、補助金を交付します。

工事が当該年度の1月末日までに終了するものが対象となります。

**補助金対象者**  
①公共下水道へ接続できる区域内、建物の所有者または居住者、もしくは土地の所有者  
②国、県または市の同様な制度による補助を受けていない者  
③市税を滞納していないこと(完納証明書)

**補助額**  
・合併処理浄化槽から下水道切替工事を行う場合→**工事費最大で5万円**  
・単独処理浄化槽または汲み取り式便所から下水道切替工事を行う場合→**工事費最大で10万円**

**注意事項**  
・予算に達し次第終了いたします。  
・下水道接続工事は、指定工事店で行わなければなりません。  
・下水道排水設備指定工事店一覧は市ホームページで公開しています。左記のQRコードからご確認ください。

**申問** 下水道課 排水設備係  
☎973-17977  
工事店一覧はこちら! ▶

### 合併処理浄化槽設置補助金の 申請期間延長について

河川の水質向上を図るために有効な合併処理浄化槽の設置費用に対する補助事業を行っています。今年度は対象数に達していない為、申請期間を延長します。

**対象地域**  
公共下水道事業計画区域外の地域または7年以上下水道の整備が見込まれない地域(対象地域のご確認は下水道課までお問合せください。)

**残り対象数** 10基(5人槽のみ)  
**補助限度額** 50万円

**補助金対象者**  
補助決定から令和3年2月末日までに設置工事を完了し実績報告の提出ができる方が対象です。

【次の場合は補助対象外となります】  
①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反している場合  
②土地、住宅等を借りている者で、貸人の承諾が得られない者  
③市税等を滞納している者  
④補助金交付の申請および交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者  
⑤販売の目的で住宅を建築する者  
⑥国が定める浄化槽設置整備事業制度に該当しない場合

**申請期間** 申請件数が対象数に達し次第、受付を終了いたします。

**申問** 下水道課 排水設備係  
☎973-17977  
詳しくはこちら! ▶

## 10月1日から住民票等の発行手数料が改定されます。

住民票等の発行手数料については、合併以来見直しがされていないため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき改定させていただくものです。

料金改定一覧	現行 9月30日まで	改定後 10月1日から
印鑑登録に関する証明	1件につき 200円	1件につき 300円
住民票、記載事項証明書又は戸籍附票の写しの交付		
広域交付住民票の写しの交付		
身分に関する証明		
土地又は建物に関する証明		
税に関する証明		
納税に関する証明		
介護保険料納付証明		
後期高齢者医療保険料に関する証明	1件につき 200円	1件につき 300円 (航空写真の場合は 500円)
公簿、図面等の閲覧		
公簿、図面等の写しの交付	1件につき 800円	1件につき 1,200円
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条及び第42条第1項の規定に該当するうるま市住宅用家屋の証明		

※自動交付機またはコンビニ交付サービス(要マイナンバーカード)で交付する証明書の手数料は据え置きとなりますので、窓口で申請するより100円お得な自動交付機等をご利用頂きますようご案内します。

**コンビニ交付及び自動交付機で取得可能な証明書**

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍全部(一部)事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得証明書、所得・課税証明書、課税証明書(現年度分のみ)